

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

平成27年1月28日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 事業の概要

### (1) 業務名

ヘルスケアサービスステップアップ事業委託業務

### (2) 業務の目的

北海道発の先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を育成するため、これまで取り組んできたビジネスモデルの成果を発信するとともに、これまでの運動指導に加え栄養指導をミックスするなど複数の資格者による、より付加価値の高いモデルの形成に取り組むことでヘルスケアサービスの普及と高度化を図ることにより、従事する職員の賃金アップを図る。

### (3) 委託業務の内容

業務を実施する事業者（委託事業者）は次のアからオまでに掲げる業務を実施することにより、14社（事業所）以上の企業等における賃金の引き上げ（処遇改善）を図ること。

#### ア PR資料の作成

新たに北海道発の先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を発掘するため、募集用のPR資料を作成する。

#### イ 事業者募集・実施プログラム策定

先進的なサービスを行うヘルスケアサービス事業者を発掘し、複数のヘルスケアサービスや地域資源を活用したレクレーションなど各事業者毎のプログラムを策定する。

#### ウ 普及イベント

一般消費者をターゲットとしたヘルスケアサービスに係る普及啓発イベントを実施し、これまで健康に無関心だった層の取り込みを図る。

#### エ モデル事業

夏休みやシルバーウィーク等の休暇を活用し、自分へのごほうびとして、道内の

宿泊施設等を拠点に運動指導や栄養指導など複数のヘルスケアサービスや地域資源を活用したレクレーションを集中的に体験するなどのモデル事業を実施することにより、参加者の心身のリフレッシュを図るとともに、セルフケアの重要性に気づかせ、生活習慣の見直しを促す。

#### オ 報告書の作成

モデル事業の内容について報告書として整理。

(ア) 報告書（A4版） 5部

(イ) 報告書・概要版（A4版 報告書本文を1～2頁程度にまとめたもの）5部

(ウ) 上記の(ア)及び(イ)を全て格納した電子媒体（CD-ROM） 1組

#### (4) 委託業務の契約期間

契約の締結日から平成28年2月29日（月）までとし、年度毎に契約することとする。

【平成26年度】契約の締結の日から平成27年3月31日（火）まで

【平成27年度】平成27年4月1日（水）から平成28年2月29日（月）まで（予定）

〔なお、平成27年度の契約は、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約の締結を行わないことがある。〕

## 2 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は単体法人とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体法人は次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に事務所又は事業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること

エ 道税を滞納している者でないこと。

また、道に納税の義務のない者は、本店が所在する都府県の法人事業税を滞納している者でないこと。

オ コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

カ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 3 企画提案の審査基準

- (1) 実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の目的適合性
- (3) 地域人づくり事業としての適合性

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

北海道経済部経営支援局中小企業課中小企業支援グループ 担当 村井

#### 【連絡先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5331 (ダイヤルイン) ファクシミリ 011-232-8127

#### (2) 企画提案指示書の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告日から平成27年2月6日(金)まで

(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 交付場所 (1)の場所で交付する。

なお、北海道経済部経営支援局中小企業課のホームページからダウンロードすることができる。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/index.htm>

#### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 平成27年2月6日(金) 17時必着

イ 提出場所 (1)の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出部数 1部

オ 作成方法 ヘルスケアステップアップ事業委託業務参加表明書作成要領による。

#### (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法など

ア 提出期限 平成27年2月10日(火) 17時必着

イ 提出場所 (1)の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)

エ 提出部数 9部

※表紙に企業名等を記載したもの：1部

表紙に企業名等を記載しないもの：8部

※企業名等を記載しないものうち1部は、左綴じせず、ダブルクリップなどで留めること。

オ 作成方法 ヘルスケアステップアップ事業委託業務企画提案書作成要領による。

5 企画提案書のヒアリングについて

提出された企画提案書についてはヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時等については、別途、連絡する。

6 最良の提案を行った者の選定方法

提出された企画提案書のヒアリングを通じて、予め定めた審査基準及び審査方法に基づき提案内容を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方と決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。

(3) 企画提案の採否については、別途、文書により連絡する。

(4) 提出された企画提案書等は返却しないので留意すること。

(5) 企画提案書を提案期日までに提出しない場合は、企画提案の参加意思がないものとみなすので留意すること。

また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も、同様に企画提案の参加意思がないものとみなすので留意すること。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 契約保証金について

契約金額の100分の10に相当する額以上とするが、免除する場合がある。